

＜所得制限の導入について＞

平成31年1月1日より、新たに重度心身障害者医療費助成制度の受給資格登録申請をする方には、所得制限を導入し、毎年所得の審査を行うことになりました。所得制限基準額内であれば、医療費の助成が受けられますが、基準額を超過している場合は助成の対象外となります。

※平成30年12月31日までに受給者登録された方には、**2022年10月1日**から導入します。

●所得審査の対象

未成年者を含めた本人所得のみ

●審査方法

受診した月の前年（1月～9月の場合は前々年）の所得により審査

●対象となる所得

・総所得金額・利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・譲渡所得・一時所得・雑所得（老齢年金）などの**非課税所得以外の所得**が対象です。

（障害年金・遺族年金・公務扶助料・福祉金品・通勤手当等の**非課税所得**については対象外です。）

●所得制限基準額

扶養親族の数	所得制限基準額	※参考 給与収入換算額 (但し、諸控除がない場合の額)
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円

※扶養人数0人のときの所得制限基準額に、1人につき38万円を加算

※当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）

若しくは老人扶養親族の場合はさらに1人につき10万円加算

※特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は

控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）

の場合はさらに1人につき25万円加算